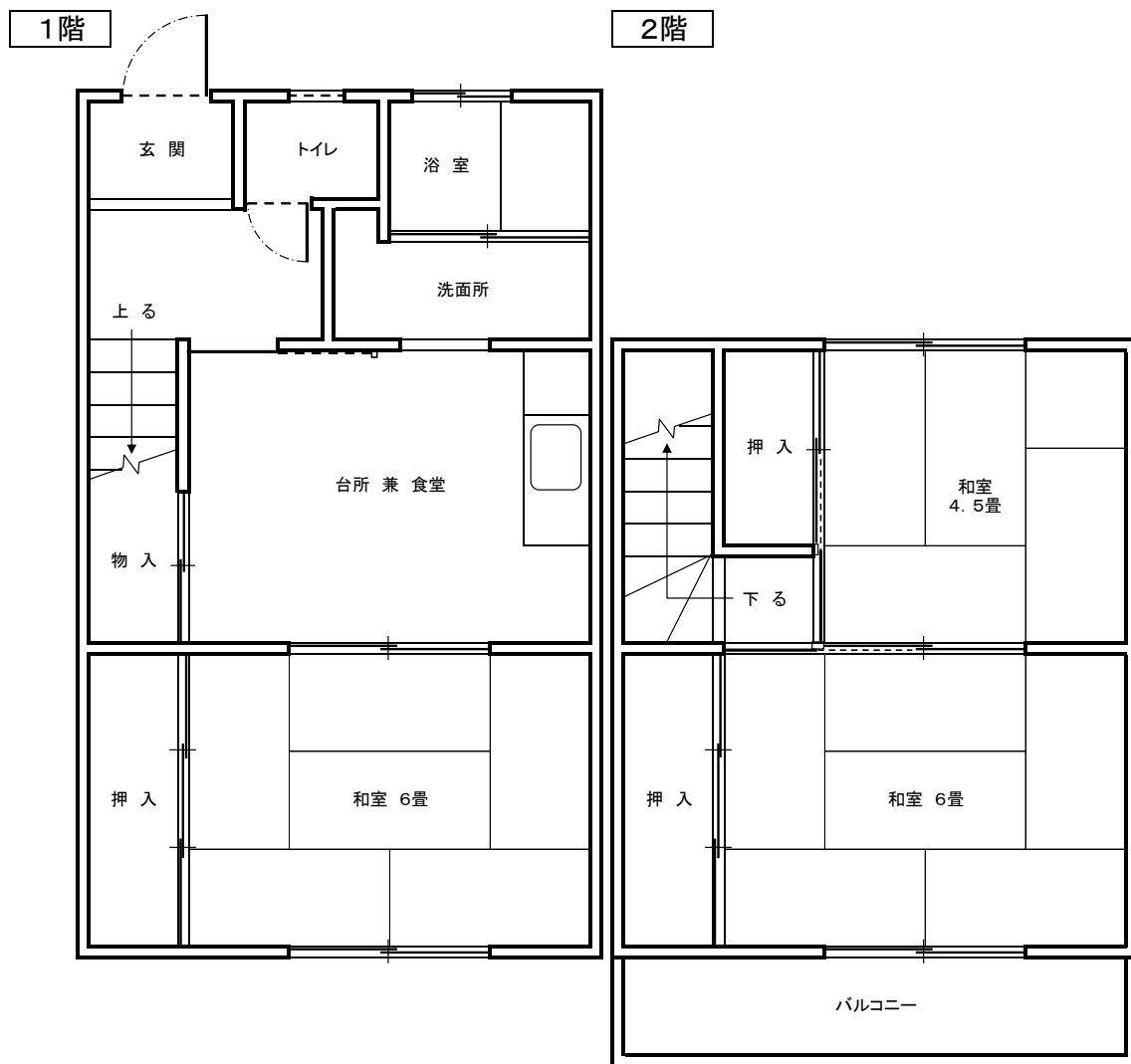


東和地区 船越住宅 5号 間取り図

周防大島町大字西方1168番地2 昭和58年度建築 63.70㎡



(注)

1. 浴槽、給湯器は入居者の負担で取り付けてください。
2. トイレは汲み取り式です。
3. 網戸は入居者が設置してください。既にある場合は前の入居者が置いていったものです。修繕してお使いください。
4. テレビアンテナ及び配線は、入居者で行ってください。
※難視区域のためテレビ視聴の際はCATVに加入してください。
(月額972円)
5. 退去時には、入居者の負担で畳の表替え・襖の張替えをしていただきます。また、入居者が住宅を改造している場合は、元に戻していただきます。